	※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版) を設におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレ) 男·女年月日生 (※ この生活管理指導表は、保育施設の生活において特別な配慮や管理が	<u>提出日 年 月 日</u> 歳ヶ月) 園名 組	★保護者 緊 ^{電話:} 急 ★連絡医療機関 医療機関名: 絡 先
	病型・治療	保育施設での生活上の留意点	記載日
	 A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: 	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳) 1. 不要	年 月 日医師名
食物アレルギー (あり・なし)アナフィラキシー(あり・なし)	B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因: 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ 昆虫・動物のフケや毛) C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に〇をし、かつ《》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 [除去根拠] 3. 小麦 《 》 ① [除去根拠] 4. ソバ 《 》 ② 食物負荷試験陽性 6. 大豆 《 》 ② 食物負荷試験陽性 6. 大豆 《 》 ② 食物負荷試験陽性 6. 大豆 《 》 ② 食物負荷試験陽性 9. 「夏居抗体等検査結果陽性 4. 未摂取 7. ゴマ 《 》 ② ・	 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ その他() C. 除去食品においてより厳しい除去が 必要なもの 病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去 が必要となるもののみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用し た料理については、給食対応が困難となる場合が あります。 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 6. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ: ゴマ油 12. 魚類: かつおだし・いりこだし 13. 肉類: エキス 	医療機関名 電話
	13. 肉類* 《 》(鶏肉・牛肉・豚肉・ 14. 果物類* 《 》(キウイ・バナナ・ 15. その他 (D. 食物・食材を扱う活動 F. 再評価の時期 1. 管理不要 本指導表の内容については、 2. 原因食材を教材とする活動の制限 ()か月後に再評価が必要です。 3. 調理活動時の制限 () ()) 4. その他())	

[●] 保育施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育施設の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意します。